

「大阪・関西万博静岡県ブースシアター映像及びV R映像」使用取扱規程

この規程は、静岡県が作成し、静岡県公式 Youtube チャンネル「ふじのくにメディアチャンネル」で公開している動画のうち、大阪・関西万博静岡県ブースにおいて上映したシアター映像及びV R映像（以下「本動画」という。）の使用について、必要な事項を定める。

（趣旨）

第1条 静岡県（以下「県」という。）は、観光・食資源の紹介・宣伝、観光振興等を目的とした広報活動に使用するため、無料で本動画の使用を許諾するものとする。本動画を使用する者（以下「使用者」という。）は、本規程について同意の上、使用しなければならない。

（権利の帰属）

第2条 本動画は、著作権法その他の法令によって保護されており、県が著作権その他の権利又は使用権限を保有するものとする。また、本動画は、本規程に明記される条件のもとで使用許諾するものとする。

（使用権等）

第3条 (1) 県は、本動画の使用権を、本規程に明記される条件で使用申請した使用者に対し、非独占的に許諾するものとする。

(2) 使用者は、善良な管理者の注意をもって本動画を取り扱わなければならない。

（使用許諾の範囲）

第4条 使用者は、観光・食の振興を目的とした広報活動に限り、動画データの使用を許諾されるものとする。なお、次の場合は使用を禁止する。

(1) 目的以外の用途に供すること。

(2) 本動画をそのまま複製して販売、頒布、貸与すること。

(3) 本動画に使用した動画データの全部又は一部を含んで製品化し、販売などの商行為を使用すること。

(4) 本動画を動画配信サイトや使用者の管理する WEB サイト等で恒常的に閲覧できる形で公開すること。ただし、使用者の WEB サイト等にふじのくにメディアチャンネルの動画を埋め込む場合や、リンクを掲載する場合は、その限りではない。

(5) その他、県が不適切と判断する使用をすること。

（動画の編集）

第5条 使用許諾の範囲内で、本動画の全部又は一部を編集（テロップの追加や切り取り等）して使用する場合には、内容について事前に県の下承を得ること。

(使用の申請)

第6条 本動画の使用を希望する者は、本規程に同意の上、「大阪・関西万博静岡県ブースシアター映像及びVR映像」使用申請書（様式第1号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用承認)

第7条 知事は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、本動画の使用を承認し、「大阪・関西万博静岡県ブースシアター映像及びVR映像」使用承認証（様式第2号（以下「承認証」という。））を交付するものとする。

- (1) 営利団体等が自己の利益を主たる目的として使用する時
- (2) 法令、公序良俗に反すると認められる時
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められるとき
- (4) 第三者の利益を害すると認められる時
- (5) 本動画の利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる時
- (6) その他知事が本動画の使用について不適当と認める時

(規程違反)

第8条 本規程の定めに違反したときは、県は使用を差し止めることができる。また、以降の本動画の使用を禁止することができる。

(免責)

第9条 県は、県が使用を許諾した本動画の使用に起因する、いかなるトラブルに関しても、責任を負わない。

附則

この規約は、令和7年9月19日から施行する

様式第 1 号（第 6 条関係）

「大阪・関西万博静岡県ブースシアター映像及びV R映像」使用申請書

年 月 日

静岡県知事 様

所在地〒
名称
代表者職氏名

「大阪・関西万博静岡県ブースシアター映像及びV R映像」使用取扱規程に同意し、以下のとおり動画データの使用を申請します。

会社名・団体名	
担当者職氏名	
電話番号	
メールアドレス	
使用希望動画 (希望動画に☑)	☐ シアター映像①（自然） ☐ シアター映像②（豊かな食材） ☐ シアター映像③（多彩な食文化） ☐ V R映像①（茶畑の空中散歩） ☐ V R映像②（わさびの食体験）
用途	

様式第 2 号（第 7 条関係）

「大阪・関西万博静岡県ブースシアター映像及びV R映像」使用承認証

年 月 日

様

静岡県知事 （ 氏 名 ）

年 月 日付けで申請のあった本動画の使用について、「大阪・関西万博静岡県ブースシアター映像及びV R映像」使用取扱規程第 7 条の規程により、下記のとおり承認します。

記

承認番号	第 号
留意事項	「大阪・関西万博静岡県ブースシアター映像及びV R映像」使用取扱規程及び関係法令等を遵守すること